

手続きチェックシート

①お子様がお生まれになるとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続きを示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続き・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	出生届 生まれた日を含む14日以内	父 又は 母	☐ 届書（出生証明書） ☐ 母子健康手帳 ■父母の本籍地、届出人の住所地又は出生地の市区町村へ届けてください。	①	戸籍住民担当
☐	国民健康保険 生まれてから14日以内	世帯主 又は 同世帯家族	☐ 国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ☐ 母子健康手帳 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ■出産育児一時金は、原則として出産前に出産する病院等での手続きになります。 ■出産育児一時金のお知らせは「国保・後期医療給付事務センター」へ（お問合せ先：075-606-8929） ■出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎は6カ月）の保険料の一部が減額されます。（令和6年1月分～）詳しくは担当へお問い合わせください。		
☐	国民年金（1号のみ）	本人 又は 家族	☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ☐ 母子健康手帳 ■出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎は6カ月）の国民年金保険料が免除されます。詳しくは担当へお問い合わせください。		
☐	児童手当 生まれてから15日以内	父母又は代理人	☐ 個人番号確認書類（請求者分） ☐ 請求者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ☐ 請求者の健康保険資格情報が確認できる書類 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） ■生計中心者（所得の高い）である父又は母が請求者となります。 ■一定の要件があります。	②	保健福祉第一担当
☐	子ども医療 出生後速やかに	父母又は代理人	☐ 子どもの健康保険資格情報が確認できる書類 （申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）		
☐	ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭等の父 又は 母	☐ 健康保険資格情報が確認できる書類 ☐ 戸籍謄本等 ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 同居者及び扶養関係者等調書 ■資格、所得制限等一定の要件があります。		
☐	児童扶養手当 ■申請される場合は、事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親家庭等の父 又は 母	☐ 個人番号確認書類（請求者分） ☐ 健康保険資格情報が確認できる書類 ☐ 戸籍謄本等 ☐ 年金手帳 ☐ 金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。		
☐	出生通知書 出生後速やかに	保護者	母子健康手帳に添付されている出生通知書（ハガキ）を郵送又は持参してください。		
☐	母子健康手帳の交付 妊娠したとき	本人 又は 夫 代理人	☐ 妊娠届 ☐ マイナンバー確認書類 ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）	③	保健福祉第二担当
☐	出産・子育て応援事業	—	右記までお問合せください。		
☐	未熟児養育医療	保護者	右記までお問合せください。		

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎6階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。